

## 社会福祉法人北方町社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北方町社会福祉協議会（以下「北方町社協」という。）が管理するホームページ（以下「北方町社協ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲示する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、北方町社協が別に定める。

### (広告の掲載基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、北方町社協の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他北方町社協ホームページに掲載する広告として適当でないと北方町社協が認めるもの

### (広告の種類及び規格等)

第5条 次の各号に掲げる事項は、北方町社協が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、4月1日から9月30日までの6ヵ月間または、10月1日から3月31日までの6ヵ月間掲載することができる。

(広告掲載の申込み等)

第7条 北方町社協のホームページへの広告の掲載を希望する者は、ホームページ上の申込方法により広告の掲載を申し込むものとする。

(広告の選定)

第8条 北方町社協は第7条に基づき広告掲載の申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規程により審査を行うとともに、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査に関し必要となる事項は、北方町社協が別に定める。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、第4条及び第5条により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して1カ月前までに、北方町社協に提出するものとする。

2 北方町社協は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、北方町社協が別に定める。

2 広告主は北方町社協が定める手続きに従い、北方町社協に広告掲載料を支払うものとする。

(広告内容の修正)

第11条 北方町社協は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、若しくは恐れ、誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 北方町社協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第11条の規定による広告内容の修正が行われないうとき

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、北方町社協に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して15日前までに、北方町社協に届け出るものとする。

- 2 北方町社協は、前項の届け出があった場合は、直ちに第4条の規定により審査を行うとともに、リンク先の変更の可否について決定するものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、北方町社協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。